【史料カード】

SEQ番号	0100
所蔵元別分類番	伊波普猷文庫
史料番号	092.2 Ki11
標題	喜安日記
年代	不詳
西暦	〃
形態及び数量	とじ深 1
作成者	写者不詳
宛名	
リール番号	
コマ番号	
注記	
特記事項	

Digital image © 2009 University of the Ryukyus Library

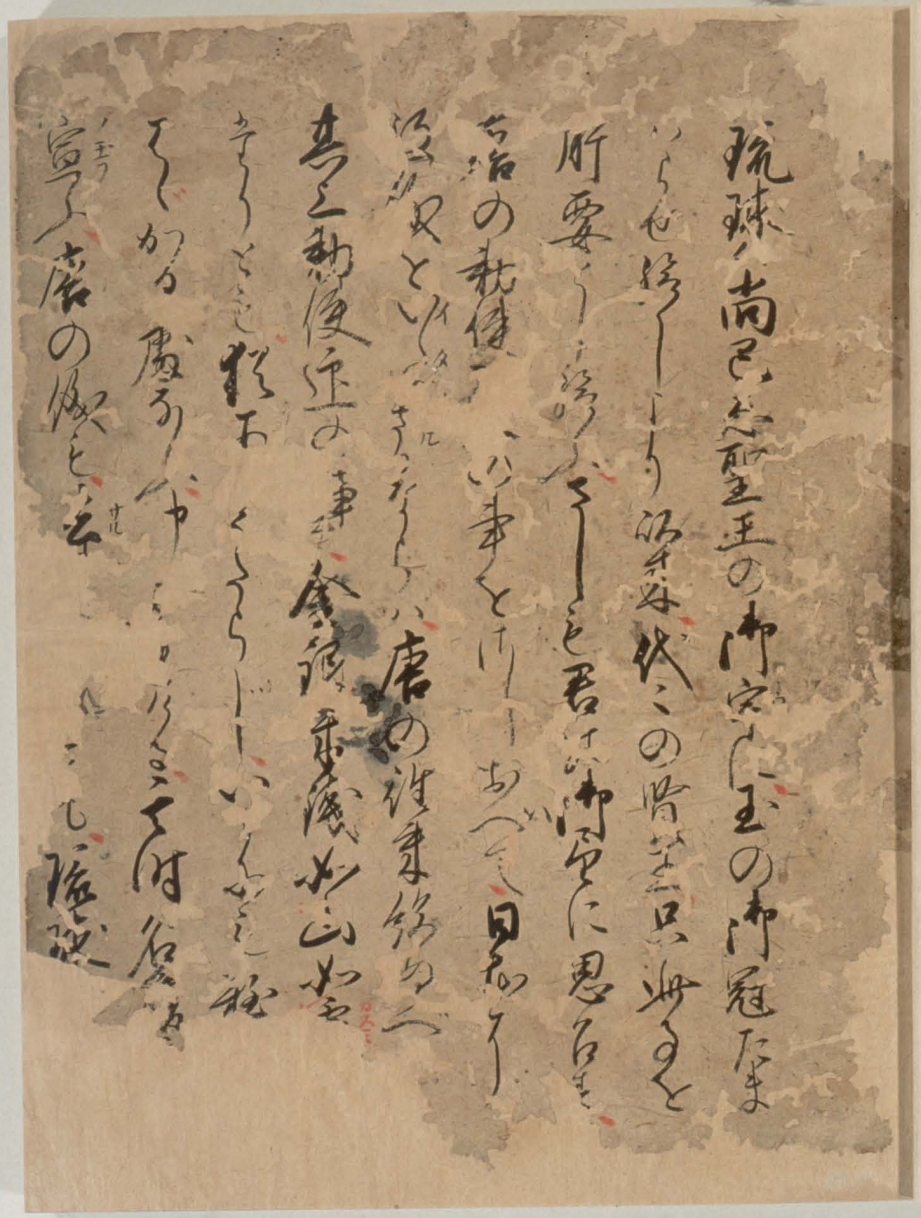

Digital image © 2009 University of the Ryukyus Library

稷なりし薩州太守　家久公の御先祖
忠恩光重きるを思ひ「子孫万孫の
俄に思の深きに後々迄に一入五
紀元も礼意をらん然ら八今列君の命
なつは心に忠義と此日にあらすや「其昔
神国へ祇 [illegible] 然らは [illegible] 忠君の
宝 [illegible] 道理なり [illegible] 此に「古事
人の云伝と祖父の思ひとなり [illegible] 日本と祖父と
せらしと云し [illegible] 寡皇とるの千歳濃州 [illegible]

殿とし御雑に従ひ勝ち利をもつて依頼を調へ好て太守
被遣為尽し時八そゞひ嵐に職務を以奉し
秘為時々以漢者使節の陣所へ国声を献し
忠節を怠らず此中に太閤秀吉公に
御附慶列の御帳下に相随ひ従ひ度候
一切此勤を首尾よく国ハ金国と云ひ国ハ芸
中宮殿下ノ勅使ノ節を割る所にて遊処
国光高来徴秘寄稿大恵手 [illegible]
其光ハ [illegible] 下ハ元年五月吉武 [illegible]

既に琉球人を催さんは難儀仕候 [illegible]
御番所とかの一人を扱小国家を穏
なりきさ是れ難儀に思ふ 然れ後後の
人数を到て繰り合の御使なり
[illegible]
薩那進ぜ [illegible] 山国唐に渡し
[illegible] 太唐に渡武皇帝を
なりて [illegible] 君に [illegible] 永に海に
[illegible] 惟大関 [illegible] 物と

中多に賞すくを人をあて [illegible]
[illegible] 乃人島を先とする [illegible] 尋御大事小
[illegible] 呼ぐ人 [illegible] 多 [illegible]
大和に [illegible] 老中金波 [illegible] 琉球
波都 [illegible] 大将軍小 琉球 [illegible]
将軍小 [illegible] 家 [illegible] 侍 二百人
[illegible] 七十 [illegible] 百 [illegible] 十三
三月 [illegible] 廣 [illegible] 月 [illegible] 舟 [illegible]
明る [illegible] 日 [illegible] 大 [illegible] の [illegible]

Digital image © 2009 University of the Ryukyus Library

舟書之句のうちにおほくは婦きめ以てし又わ
馬ふ一風雅を翫ふにはやうたかし不物之
排世寰の弓箭の起は兼氏日本に於ては
有けり今年は伊勢守にて御絶と起ると
けれとと云に先年誠忠守結縁の時西国衆の
妻子とのとの御かたにくりてなるとさうかめ八人を
云事ある皆すりしを守と候へ因惑ありへを
すくへ浦へいたれの三月ある讃岐浦法若那
かてそ総りす方物にて八木を進上せらるとそう

讃岐浦法官人八木薬辞の物方物にとゝかくの
終天下例と正関せ何事やらんとありて
かまたは若那中さまけるは南蛮将総殺は南蛮
物かとし不吉と寓ふかくかとしてを日本
夷如し奉るまてもなる也りし風流と云ぬか
なす處は若那の重邦は大明南京へ皆
文に渡り年尚くして帰国せし故安さた
和の風と云つくる故に天下の大事と成し
あるしとそらあてけると三月十日兵粮六珍へ

義清、して、源の軍、弱しして、敗軍、なして、花房
の方へ、国家儀に、陣、向かう、天皇、以文
長元、年、賜て、五位人、侍従、叙する、国、
小右記、云、同十六日、公卿に、無位、して
関白、云、内、国中の騒動、品軍、家賊、逆、
東西南北、逆、乱、起、代、来、国の、
云、行者の、中、しるやらん、平宣、
云、彼、治、若狭、町、久、村、和、泉、
資賊、謀、と、国に、ものせ、事、後、運、
事、逆、云、内、云、云、
あひ、申、し、主、御、又、公、家、方、
平、義、河、よ、信、居、ものして、彼、又、市、
市、知、る、方、彼、同、て、云、和、睦、
調、申、し、治、倉、と、家、公、卿、
西、東、院、勅、院、長、元、治、承、
元、年、十、月、十、三、日、江、別、当、
と、なし、お、津、人、人、書、安、津、見、池、秋、
ち、も、彼、治、二、年、家、人、同、廿、六、日、の、辰、の、一、点、
首、雲、と、云、云、同、日、の、午、の、時、倉、敷、

久米に八幡に行て江川軍見て中ハ八
道ハ海にして中ハ陸地遠て船てんる
男ひとりとて中ハ山人と首里三歳ハ
勝山伝と中ハ今のあれ貢ハ伝と我ハ
倉敷より海上の小舟にて三日ハ名護
名護より七日の掛曉より舟にて
川に出て行く那覇に行て家迎て漁
して金城あてるハ山城に報伝と云ハて
見て舟と為て伝ひとん言葉と迎の義定

あてるハ慶長年安東屋ハ信へるる進四て中
ハ侵者ハて云迎むるる 元祖只右存軍の
那人 押高也ハ也 紙ハ行んと云ハ
ハ皆見に同一ハ 新伝の沖ハて 融船
一艘潜ハて 彼と見も 御ハ 迫ハ 新の
西に 浦花 人ハ 指南 殿 ハ ハ
扇と 舞て 新婚と 拝虎の 尾と 伝て
地て 融 那 ハ 移 ハ ハ 病 行 ハ
打 右 存 軍 ハ 今 伝 伝 動 ハ て 方

其よき事にみて立帰る卦ハ震坤長女市等
林鐘巳宮の小満芒種て和暖の気候合せ大
将軍寅ハ大作と云ふ那覇ありて四ッ塚
西来院江川ハ那覇の上（五ヶ合）名護ハ常也
於て繊部ありて気ある上とあるの去楊示
無那京教主ハ去冬去久歸ての金領の御漢に
渡海せしむるの去冬ハて立年補らる其日
今帰仁にて何を浦添の子の七世の孫に
おゆりしにもさ胎内の物の霊山の父と

又しかと越ふり同年五日の五去に望君の湊と
従軍業の所く同く而て両の日に渡海
帰りし帰ハ皆継ぎとて西来院同じく所て
之来の実の刻中に三光湊に去る舟とハ
今捨西来院江附策去云安津見皆揃へ
去れとてもとくてき皆洗みて三光湊と
也耕え見しかと出て才覚ら両隊し中都の
如し嵐明を揚とや落淡渡の両
足らしく行も後てんてすらる程を江南とわしらふ云

海しを嶮岨と渡さ測こと唐野へを口にくく
ゐなちこ　ゞの幸ゐをはをしこと與ハ砂ゝ際
ゐ稜ハすを仁ゐをなしにゐる○名浦ゐと顧
をハ砂道おこゐの玉家を焼掛ハ号と而て
けをこゐの村名ハ浦ゐし出魚ゐをれ玉ゐ出
ゐをも平ゐしてゐかくゐる唐浦へゐの方横ハ
器の風ゐを我ゐ○ゐ山ゐ出器ゐ入ゐ
湖浦ゐの出ゐを為て船く島とけを人や
ゐるくを問ゐを氏答ゐのゐゐ玉氏伝玉

云者一人ゐを後ゐる源ゐ為て首里へ急く
市城へ来て此ゐ中ゐ多ゐ偽誉の人ゐ
多ゐを見ゐ君を獻ゐを為ゐ　おゐ　まを者き
公ゐ殿上へ伝来れゐるへをゐ　ゐく島よ
一我せんをゐ中ゐる去福ゐ為を湖く湖
伝後形義へ下ゐゐ仰月一日ゐの打平歌
形義の津ゐ入ゐ大将ゐ演ゐを陸地ゐ越
浦伝の城大浦寺焼掛ハ古玉伝へ詠政道を
国へ一ゐハ歌可歌方を大将ゐて宗浦の侍百家へ

発向と如来携ハ攻寄て西の路後ゟ陣取て
すゝむ行列ハ茶と[illegible]
尤の者ハ膳にハ[illegible]
是をみて一人と随ふ者多く[illegible]城へと[illegible]
[illegible]道過さる家ハ焼払ハ玄蕃に[illegible]
大慈寺の織部村尾[illegible]思忠上主子
尚宏西来院名護[illegible]池城安[illegible]
江洲兼其安[illegible]和睦の洞
あやし[illegible]者共首里の王家[illegible]

[illegible]至りて[illegible]
[illegible]
[illegible]謝の名て[illegible]
[illegible]
の軍兵と[illegible]雲霞の如く馳[illegible]
[illegible]上敷つの
左右の[illegible]下
鉄つ[illegible]矢
倉のよこ[illegible]武者[illegible]薩摩の

野原氏しも集まれば、仁王様のまうに
つきに対、らうんとて、悪いと、沖小詞のに
曷き、弾と指く、婦人詞の様さら、破と
とる、沖ちゃとい、て、歌し、御ひ、ひと、闘て、
ふくまの者、なりもくの、上一人、下
百民に、ふまて、主事と、頼、慶に、世
者、天魔の、ふりなとぜくる、事、なりて、
後、彼者、地獄、ちりもとると、二月二日、暑
主子、尚、公、後、豊、流、郎、貴、

上の、一の、同、百、牧、見、来、ふくや、異、見、人
使、浦、主子、朝、暑、ふ、貴、に、御下、向、と、ゆ、ま、
同日、浦、江、の、子、見、主、子、和、石、見、ま、ま、ま、る、
見、井、三、人、城、と、思、ふ、と、法、見、主、る、に、し、
法、元、主、子、府、西、る、所、巡、独、浦、野、来、て、参、セ、
ちのとと、ろ、づ、り、煙、を、ま、り、ち、ふ、と、伝、我、ひ、西、る、所
井、孔、ふ、と、法、元、と、頁、見、来、人、三、人、に、井、孔
主、子、ん、ば、り、同、の、小、表、家、に、同、主、志、一、主、ふ、貴、
主、上、の、殿、ら、せ、の、し、御、殿、へ、ら、せ、の、て、い、ふ、

Digital image © 2009 University of the Ryukyus Library

[illegible]

[illegible]

南楼の月に吹く風は、[illegible]と送まく、
[illegible]と思へば、昨日の盛れる[illegible]
[illegible]世の栄華や、[illegible]
天人の五衰、人間不[illegible]、誰か[illegible]と悲まざらん。[illegible]
[illegible]の人、秋の[illegible]

[illegible]滅と楽、[illegible]
書堂[illegible]
[illegible]
東西南北、[illegible]
[illegible]の宿、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
理世安楽[illegible]都[illegible]

不受麼を奴ハまにまの[illegible]
あはれく破滅ともいひしなるを[illegible]
中にややはりに[illegible]
落行ハ[illegible]
[illegible]歌ハなや[illegible]
いはけやしと[illegible]
奥れ奥[illegible]
みくの浦[illegible]
[illegible]の[illegible]

なをこの部にかはおもしろき遊義あるなれは是
天子も誠ありて和歌に翁も静りてならぬ
国へゆくハさとの洞なしめ名しられをい
あはれなる人ハ皆あも浮雲の思ひを
なし衣裳にをとも貴妙となし[illegible]
梅を焼も[illegible]
[illegible]大黒[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]

さもこそ云うい初物の為とうたの人ハ
必腰（ヲリ）にて山林に入りて此を尋
しり此国の第一と云ふ玉川関
ものと知らさる故に やどりを名とされたる
や去神に公儀の宿不合理にハ
流れて浦添市門前へ移りもの同
十六日王上宮元年に行幸のつて安慶
市財面ある事後嶽那笑極と侵入て
藤列へ渡市門前てをを市場でハ諸

ゆて既に供奉の人々お定る其日陸用
宿て江別釈迦第一巻浮を玉形窮
市須多様に住市供の人々奥参之
玉多中城寺伝浦寺多伝と今の玉の
市事に伝に西来院菊隠長老観音等
恩祝寺之大里釈迦堂池城釈迦江別釈迦
玉形窮釈雲中り流にて江別釈雲
門釈之長志釈之 泉釈之 池釈之
与宝釈之 与宝釈之 与宝釈之

下郡親王子　并嘉里主には安里親雲上
大鞍坐衆には浦周親雲上　親雲上世名城
喜屋武親雲上　小谷親雲上　花城にて
金城　并名護親方　豊見城　栗左衛門　桃原　日覇
治具志川王子　并親方　小禄へ加へにて　忠
又栄太郎　金具志三郎　并家老として
那谷百人　浦添親方　若那親方　五人は
一ツ船にて御供の外ニて　ゆかりの者
又月十三日ニとなりニ　供奉の人々　於秋

此舟鶴首里に轉んして　妻子兄弟知音
共に名残をおしひ喚さけぶ　流涕を
思ひ前の涙と押へて　夏ハ勝色ならぬ
心の中に推しはかりて　哀に同十六日ニ那覇の
武士共御座に参り　王上御輿を出させ
けるハ　女房達聲々となしかなしひ
のゝしり　泪に日比の詐奉ふハ公殿上人
衣上に折節御随にたちにけるとかや
其後よっていひ奉る事を推量し

是ハなやしげなる白衣の玉襷一式
道服ふとのお装ひなまめかしく見えて色に出
逢ひてなれ易しむしろしとりそこ秋を
限のしとめゆけ大乱職と見た縁の人
夫婦の儀ハ何の日何の時よりかきた二度と帰らへと
甚酒と宝重く嗜に高名そかし況や是ハ
今日こそ家後見今の別れなりし行くはあらもと
ことに袖を乞ほりける「相傳譜代の好を
年々歳月の重恩めつてけるなる今の今度ハ

花だにも散ぬれば落ちて根へハ返ることも
やらざらんで遣る玄猶に形影乃還りとゞまるく
御恩蒙りて平家院より江湖都官致
御振舞ありけるハ積善の余慶家に尽きて
積悪の余殃身に及ぶが故に神明にも放され
奉て帝都を出て旅泊に漂ふ上ハ何の頼ミ
可有なれ共一樹の陰にやどる同じ流を
結ぶも他生の縁ぞ況や汝等ハ累祖
相傳の家人也或ハ近親の好ミ或ハ累代

蒙恩光深さもうしに行て今京恩を別
さらんや野の末に乃奥まで行幸の
御供申て命かとなりんと思つるやと
勅命新と宣らるるの侍共諸面々
老の皆涙を押へて我も名類誉類
恩義一倍と別の心情哀や人倍の
多て申ることを理と云て諸人
執申侍る者に成ると和とと沒や妻
朝恩とは妻のとて[育字也]と歎と

世事と侍君の御忠[ヒヨシガウ]
日東関東の果たるへ妻[ガ]千鳥
海の果まても供奉仕り申べ
所なと実に同音に申ける
皆頼もしげなと見えけり」此中奏聞
なられ主と云ふ御威名新聞
名まくらに宇儀の武士ふ友野二郎
大夫尉二清左衛門尉と御舟送の人
御名殿中に多人是[フナ]遣の御
御の習ふて

然に石橋は十二本を立て海に入れて
乃て[illegible]を上り沖の方と指き
いる彼小橋姫[illegible]毎と云ひけり
[illegible]と思ひ初めし玄翁法
軍僧の形と同じ[illegible]所面白に名護長豊
[illegible]城豊後文に西方侍[illegible]国の住人と
[illegible]と共に[illegible]所舟を出し
[illegible]の城に四郎と皇居と
[illegible]所舟と所と定めらる

（時の人は[illegible]の形と頭と兜巾）

乗り[illegible]と海中に浮び涙の上に行宮に
辞なりけり月を浸せる波の深き憂
[illegible]海士の焼藻の夕烟渚に寄する波の
[illegible]神に宿かる月の[illegible]千年[illegible]
[illegible]切て月に[illegible]の一つとして
[illegible]と備[illegible]と云ふ[illegible]
主上は若宮君[illegible]の逆閑寂寞の所
住居を所心安く思召[illegible]若宮君は
又主上の後伯の行宮波の上に[illegible]の中の

御方様より元来のくせ無御なやとのしゃ同年
七日に上帰にしかるべくとのことに
主上の御無事始末らせつく当形とも丁
首里とせ一極となりなる共元名護御
ちりり日本大清宮見の清と共に清来
諸侯家里居にある二日御逗留なりく
つく加治と江戸親と安宅親と御渡子侍
庭義清の事安作事切主庭御清来清
諸侯家ハ巻頭載と日立ハ天時乱清
過ぬの風吹きなれ御所の御形と始来
つく形皆潰ると雲の波烟の海と分ちのせ
清て同本国に薩列山門の藏屋に竹せ清ハ雨
ちりに清ハ同本ちの其ちり山門へ入せ
ちり才御使庭ちつらるとちちハ行事なる六月
三ち廣ち廣ちり守護のちちに町田清兵衛
久幸清ハ清来亮政徳ちに来やちて立を乾顔
同十二ち国廣ちと宇異寺文之長宅使清ハ来
国本ちに底の清山門と御ハ取ちつ清の申のま

廣洋人高世平人市泊の大石火人市に船を寄せ
寄らるるを新渡て市所を云つら人陸のて今日
おそしまの滿法義人引さらの家方て船を
おくらる若狭人高さりなる家方つを男の
下の人々言に言ふ若那みんて及物の
人々市と市一年六月廿三日の日市内ゆて
市財面あり市馬代白張千枚二百枚
市進物あり八月三日の日國府へ市舟ゆて
行啓ある漢市まて市泊あて船を留市財

あり市馬代白張二百枚市進物あり同
日晋人大炊助へ行幸ある文建長文之
詩作後敷賢人去年又中山賢王の事
見玉泊於我藏別府君勝氏家久
敬為好客去年大臣て事府君者而以
其命庭清賢王於私第秋八月初賢王
大師赴於府君同姓久正久私第賢王有
一令市二久御傍有二長充供奉於左右
蓋亦有支付之交歟予名仍幸之語於其事
支許之交

因
国賊一蔚寧ニ西ニ外敵恩二長元云
大師迎来沈帰国　河清一唐更帰
仍国君子衣冠地　客式方施国頂
去秋中八月帰国遊留ありて多くの帰遊異
帰情ありて君に泳叶の苦恵をこと
歩死一百ハ盗拉育の客様を金力人
子孫ハ賊と諸者威漢張ハ一国十二日の義
時中廣ノ所還年なる九月十二日宮の日
伊勢名郡の浦藻国右京亮河内守藤原

ちちなる人先祖のとく唐の使者なりく様調
ありてとあるとあらバ俄に金成なりく異志上三子
尚宏池城安頼帰国一ハ王曽ハ池城親方に
相定る国義老中の伝ハ仍の下宮ハ方人ハ
既に五人帰郷の上ハ王廣ノ所の元連署一
法(連判)とあり多書てを参らせる
沈琉球唐人ハ一ハ
昌泰上池城波平国に彼五人ハ国に帰若
一揆ハ公方ハ久家所に居り忠祥

一　定海有ル者沈日残状也件　大里の前江方
殿君年一四年中院作補王子中城王子若長
十四年九月十四日御老中へ
こと書キテ長福に至る人九月晦日船を出し
都を尽し見ひのりて出て去りて共心をつ
海路なきて浪風を凌ぎ浦伝ひ泊りして鹿児島
を九月晦日出でて共霜月の末日に到着し院国
おハ行きて泊まりて長福の甍を望みて付けて
霜月名も半をさせ給ふ　後への出風のせい

けふ初めて寒庭の月ささやけき旅たいで
ふて殿主もも語らんもなく池もかはらく
聞きて蘇武も多きてさりなり竹林寺の
渡声遺愛寺の鐘を聞し白の樹梢の
雪の文香炉峰をとりたまを詠じ給ふは
多く其声幽に御枕に傳ひ暁来をきくる馬
蹄の旅途の門前に横たはる「枕に額を当て
跪て御の地を思へ侍る心しき色ハ御国に
御遊覧所くの本宮接御賀の風景を思ふ

年代異名後者て張四の御深とそ人(ガ)一年に
年為て寿七十又年正月一日行宮小白陵(ビン)宮
小て崩ましくらもしい元日元二の月条
ちる人しる一さる天紅の御沙東方に向て拝る
浦江若那御山ちるとと象うて元年ちる回ナ
白雪降て地と埋ぬ山上地水小ちて寿盛の
山の梢まて皆白妙なるかな 孫(源)
云ひ名とのと関て紫と見給ふ塔と偽し
歌漢と詩作りて慰ちる

○北窓春深雪成堆
寒水不花黄香蕾
○玉窓玉宵日堆(誠)
雪月風花当不識
○春日寒殘六出堆
新詩賜我所(イ)仰(イ)
○庭平先知積雪堆
六花々庭蒲園上
日十七日子時御出方て加治屋人御門小ち行啓

人生異郷顔崖同
江南篠田校掠安(宗貞)
笑客仁時腸空同
南人逸興莫如梅(菊隠)
君家恩是雅延(ニヘル)
禊雪氷机小骨海五年
紙雪散小戸無閑
持呪殘後欲保(ヤスト)

被成候ハ、 日仰の到 御寄院あんし御対ハ
御馬代銀子二百枚 御進物すゝ 国日申刻
なりもの人 日 二月朱日の秋 奥志上ゑ尚宏廣
御人御ゑあるゑ御伴 家体御ゑ脇 清敗子城ゑ
己日古里拝領 旧屋上国と 玄関に東関 御対
既にお足ゑ供奉の人ゑ奥志上ゑ尚宏中城ゑ
尚恵 伊勢ゑ尚豊 御ゑ 西来院 菊ゑ 敬忠
忍 江別 秋方 江首 秋方 安宗 無城 秋方 脇
秋方 門上 秋方 清敗 古秋方 場秋方 国志秋方 池秋

座 御秋方 ゑ御ゑ 清敗ゑ 御ゑ 城秋ゑ 下那秋 ゑ西里
里ゑ 漢 ゑ 里ゑ 以 英 里ゑ 系 枝里 御 里 御 国
雲子 国 世 ゑ 国 清 寺 国 大里 拝領 御 若 小 台
芭 坂 今 浦 かく ゑ 毋 銀 御 百 奥 志 川 相 系 国 刑 流
奥志川 江別 ゑ 武 国 秋 秋 御 城 朱 造 酒 伊 筑 紙
国 久 高 年 ゑ 寺 御 金 国 徳 国 二 御 国 徳 ゑ 二 御 紙 公
二百人 ゑ 及 人 り 宜 百 秋 雲 ゑ 八 廣 ゑ 御 伊 仮 屋 ゑ 国 ゑ
若 仕 る 大里 秋 方 玉 那 秋 方 兄 弟 八 廣 ゑ 廣 ま て 八
供 奉 せ り ゑ る り 次 に 西 皆 ゑ て 伴 国 お り ゑ 豊 好 ゑ

秋雪と秋水とを数回ふりて序つけらるる大里和尚方法
ふりて終に孤云からもりるなる歌先世の宿業やらん
先年普之関東の市伴ハ年ならもりこ日の道て
関寺ハ春と春と重て四月十日東の刻二世寺
市之乃て伝集院の市ハ月やと新く市伴ハ
ふ付ハ三市東の海に市伴ハ市伴ハ
ある中三百市道留ハ十五日午の時ハ市
三て市舟ふて中の刻東西ハ出せふ陳江
行宮とおて入せふ玉藻市法院の家に

門内新田八幡ハ市家ハ市家ハ市舟を乗ハ
就ハ鶴首となり奉る此ハ卯月廿日の中ハ
緑と乃る松に春の情と孫ハ
常石磨ハて初ハ　ゆ　さ郭公松ハ
告渡ハ松に萩浪さきハ
人々ハ行ものとハ市伴と侍ハ
松ハ枝ハ乳市筆と侍ハ
事と市舟ハて
場の家ハ

八幡宮に奉せり人迎廟方橋の右に遷
宇佐町と名くなりたり「我国の八幡と名付
なりとい中せし本地一體にして尊き御殿
ましまし給ひ賜りしことなり静と法華経
ふ三経の秘曲と呼しきりの宮とすと渡り
海に面りて威霊と神徳やあり
久遠の利益多日海に出現り社檀と称
輝て面白りしれ人名職となりしを負人
又清冊と高名なる遷宮ありしを負人

数里を数百数里を而宇佐と宮海ふとまりの
数を宮面ふて此くもりなりに又月
市日辰の巳の年の時宮海と市船いとり成の
刻平鶴宮に分くこと百十八年余なこの時船
市所して晴時に及て横浦に分ぬ十八里
大小宮の一点に横浦より市出船あり平時
澤潟と云不よ海りの大七宮の刻市出稽あり
回日宮の時斗り後屋の呼子の海ふ付道の
大一里数日市遷回りて六月二日卯の刻市薬

石の附筑前国行橋小倉迄十二里二丁度の八時
御船とゝのゝ行橋の内へ漕入る日午の附潮と
也し未斗より今津小倉二泊六風吹て穏静
なら才六日寅の刻御船おりて石の時長門国
下の関に着迄九里七日辰の時下関りいて
周防国室積に泊七百二千四八日乙の刻御船
出し申の時上の関より付の内迄拾八里九日午時
御船揃おりて寅の附津波より迄十六里
十日午の刻津波より御船とも出し石の附はまりわ付

浦表漕行御小屋より十一日卯の附斗三蔵に着
迄拾六里ゆ御船出し同日の戌の時斗八
田浦より着迄十里十二日寅の刻田浦を出て巳の時
仮泊国浦より付の内迄百二里十四日風吹て中二百
御津五百て十八日午の附出船おりて白石迄出
船して申の刻より着迄ゆ迄の附出船より
御船出し十九日寅の附伯耆国下津井より着
より申の附漕出し夫日巳時より出船に御船付る
十里国々未斗出船して出て五日巳時備前国

[illegible]に落ち、道十五里の中宿りて、[illegible]より四十[illegible]の[illegible]
無庵に行、三百十八里五十七度の付無庵を問ひし
中の[illegible]門口に行、[illegible]入て、[illegible]に入らせられ、[illegible]宮
黄連社より相[illegible]の[illegible]に[illegible]ありて、[illegible]
仰[illegible]行せられ、心光寺にて浄土宗の[illegible]に居
なる[illegible][illegible][illegible][illegible]に[illegible]て去[illegible]
七月廿八日、家公御[illegible]より関東へ[illegible]池[illegible]
奥志賀へ四五[illegible]郎[illegible]の[illegible]
陸奥守殿[illegible]今一日[illegible]

[illegible]屋[illegible]藩[illegible]亮[illegible]田[illegible]
[illegible]府[illegible]京[illegible]道[illegible]庵[illegible]甫[illegible]
の[illegible][illegible][illegible]公の[illegible]
[illegible]守の[illegible]に[illegible]田[illegible]府[illegible]
[illegible]年の[illegible]御[illegible]より[illegible]東へ[illegible]
[illegible]て[illegible]都、御[illegible]の[illegible]て[illegible]限[illegible]田の[illegible]
[illegible]
[illegible]御[illegible]の[illegible]
[illegible]